

# 平成29年度 さかえふれあい助成金 手引き

## 目次

### 財源について

- P. 1 助成区分・限度額一覧（別表①）
- P. 2 申込手続きの流れ
- P. 3 平成29年度版 さかえふれあい助成金 解説
- P. 9 科目の説明（別表②）
- P. 10 記入例
- P. 13 申請書類の提出について

受付期間 : 平成29年4月5日（水）～4月28日（金）

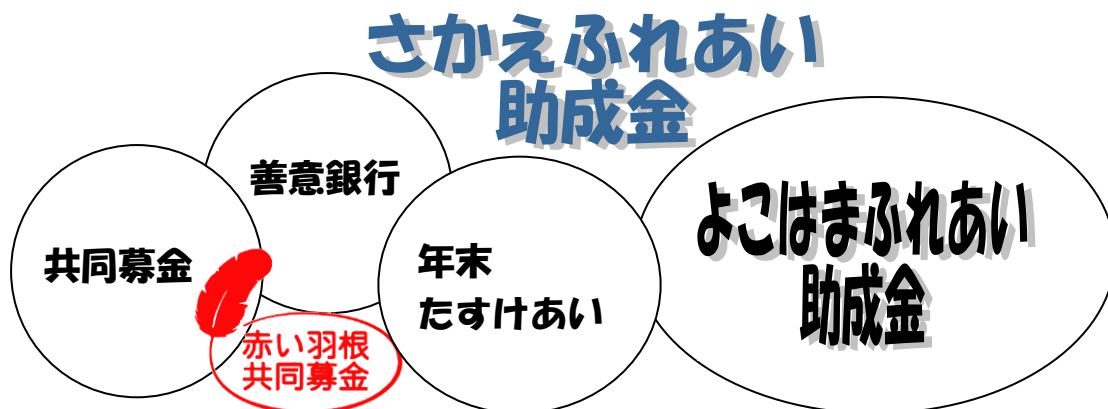
受付日時 : 月～金（祝日を除く）

9:00～11:30 / 13:00～16:30

# 財源について

本助成金の財源は、区社協財源（善意銀行、共同募金、年末たすけあい）と、よこはまふれあい助成金から成り立っています。

財源の性質をご理解いただき、募金活動へのご協力をお願いいたします。



○善意銀行・・・善意銀行は、様々な方から善意の寄付金品を預かり、必要なところまたは希望された、栄区内の福祉施設や福祉団体へ配分する仕組みをいいます。

＊善意銀行とは、昭和37年に徳島で始まり、当初は寄付金品と人（ボランティア）を預かり必要に応じて払い出し（配分・派遣）をするというものでした。

現在は、人（ボランティア）の調整はボランティアセンターへと発展し、寄付金品の取り扱いについてのみ善意銀行と呼んでいます。

○共同募金・・・社会福祉事業の費用を一般から公募する運動です。日本では、昭和22年（1947）から社会福祉法人の共同募金会により「赤い羽根運動」として毎年10月に行われています。町内会・自治会の皆さん、民生委員さん、学生さん等たくさんのボランティアが共同募金の寄付金募集を担ってくださいます。

・共同募金は毎年、募金目標額を定め、厚生労働大臣の告示によりおこなわれるよう法律で定められています。目標額（配分計画）は、前年の寄付額や民間の施設・団体の配分要望にもとづいて策定されます。

・募金は民間の社会福祉の資金として使われ、広域的には、社会福祉施設や県域で活動している団体などに配分されます。また、市区町村においては、社会福祉協議会や小地域のさまざまな福祉活動団体などに配分されます。

○年末たすけあい募金・・・地域の実情に応じたさまざまな組織・団体の参加を得ながら展開される「歳末たすけあい運動」の一環として、共同募金会が募金の呼びかけ・受付・配分を行います。募金の受付は、12月31日まで。歳末たすけあい募金は、共同募金の一環として行われます。

○よこはまふれあい助成金・・・横浜市社会福祉協議会により交付をおこなっていたよこはまふれあい助成金の一部の区分を、平成20年度より、区社会福祉協議会で受付から助成までを各区社会福祉協議会でおこなうことになりました。よこはまあいあい基金・障害者年記念基金・横浜市社協善意銀行から成り立っています。

＊よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。